

防衛省クラウドの整備に向けた検討に係る情報提供の依頼について

防衛省クラウドの整備に向けた検討を行うに当たり、以下のとおり、情報提供を行う意思のある企業を募集しますので、ご協力をお願いします。

令和8年10月9日

防衛省整備計画局サイバー整備課

1 募集の目的

防衛省クラウドの整備に向けた検討を行うに当たり、情報提供を行う意思のある企業を募集し、当該企業から情報提供をいただくことにより、取得方法等の検討の資とするものです。

2 情報提供企業の要件

情報提供企業は、以下の要件をすべて満足する企業に限定します。

- (1) 日本国法人であること（会社法（平成17年法律第86号）第2条第2号に規定する外国会社でないこと）
- (2) 防衛省との間で注意情報を取扱う契約を主契約企業（情報システムの提供サービスに関し、防衛省の支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官と締結する電子計算機の賃貸借契約の契約当事者を含む。以下同じ。）として恒常的に締結している企業であり、情報提供依頼に当たり、防衛省の注意情報を開示することが適当であると防衛省が認める企業であること
- (3) 防衛省との間で機密性3を取扱うことのできる情報システムの提供サービス又は当該情報システムに係る技術支援を主契約企業として締結している企業であること

3 情報提供意思の確認

情報提供の意思のある企業は、**令和8年10月19日（月）17時まで**に情報提供意思表明書（別記様式第1）に「情報提供依頼書等の保全に関する誓約書」（別記様式第2）及び前項の要件を確認できる書類を添付の上、第6項に示す**提出窓口**に**持参してご提出ください**。情報提供意思表明書の提出に際しては、ご提出の日時等を前もって提出窓口までご連絡いただけますようお願いいたします。

表 情報提供企業の要件が確認できる書類として添付する書類の例

番号	情報提供企業の要件	添付する書類の例
1	日本国法人であること（会社法（平成17年法律第86号）第2条第2号に規定する外国会社でないこと）	登記事項証明書（現在事項全部証明書）
2	防衛省との間で注意情報を取扱う契約を主契約企業として恒常的に締結している企業であり、情報提供依頼に当たり、防衛省の注意情報を開示することが適当であると防衛省が認める企業であること	防衛省の注意情報を取扱う契約（装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項が付帯された契約）として、防衛省との間で過去3年間に締結した主なもののリスト（各年度金額上位3件程度）
3	防衛省との間で機密性3を取扱うことのできる情報システムの提供サービス又は当該情報システムに係る技術支援を主契約企業として締結している企業であること	該当する契約の契約書の写し（契約書の鑑等、情報提供意思表明書を提出する企業が該当する契約の主契約企業であることがわかる部分のみの写しで可）

4 今後の進め方

情報提供意思表明書をご提出いただいた企業のうち、第2項の要件を満たすことが防衛省において確認できた企業に対して、じ後、企業説明会を開催し、情報提供依頼を行います。なお、企業説明会には、「防衛省クラウドに係る検討支援役務」の役務事業者の社員が立会う場合がありますことをあらかじめご了承ください。

5 その他

- (1) 本情報提供依頼に関して使用する言語は日本語とする。
- (2) 企業から提出された情報提供意思表明書及び情報提供書は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）による開示請求があった場合、防衛省が開示することを制限した内容を除き、開示することを前提とします。

ただし、情報提供意思表明書及び情報提供書を提出した企業が防衛省以外に開示制限を希望する情報については、具体的な内容及び理由を明記（様式随意）することにより、当該企業の許可なく開示することはありません。

6 提出窓口

防衛省整備計画局サイバー整備課

電話：代表電話03-3268-3111 内線24710（担当：佐古）

防衛省整備計画局サイバー整備課 御中

所在地
企業名
代表者名

当社は、「防衛省クラウドの整備に向けた検討に係る情報提供の依頼について」に対して、情報提供の意思を表明します。

また、情報提供の意思表示に当たり、「情報提供依頼書等の保全に関する誓約書」を合わせて提出します。

- 1 企業名
- 2 所在地
- 3 担当者名
- 4 所属部署、役職
- 5 電話番号
- 6 電子メールアドレス

添付書類： 1. 情報提供依頼書等の保全に関する誓約書
2. 現在事項全部証明書
3. 防衛省の注意情報を取扱う契約として防衛省との間で過去 3 年間に締結した主なもののリスト
4. 防衛省との間で機密性 3 を取扱うことのできる情報システムの提供サービス又は当該情報システムに係る技術支援を主契約企業として締結している契約の契約書（写）

情報提供依頼書等の保全に関する誓約書

当社は、防衛省クラウドの整備に向けた検討に係る情報提供依頼書（以下単に「情報提供依頼書」という。）によって開示される取扱い上の注意を要する文書等（取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（防衛調第4608号。19.4.27）第1章第1に規定される取扱い上の注意を要する文書等をいう。）の保全のため、次の事項について誓約します。

1. 当社は、情報提供依頼書等（情報提供依頼書及び情報提供依頼に伴い防衛省から提供する情報をいう。以下同じ。）を情報提供書の作成作業（以下「本作業」という。）に真に必要な関係者の間でのみ取扱い、その保全を確実にします。
2. 情報提供依頼書等について、万が一、本作業の関係者以外の者へその内容の伝達・漏えい等の事実があった場合には、当社は、その取扱い上の責任を負います。当社の従業員の故意又は過失によって本作業の関係者以外の者へ情報提供依頼書等の内容が伝達・漏えい等された場合であっても、当社はその責任を免れることはありません。
3. 真にやむを得ず本作業を他社と共同して行う場合には、当社と本作業を共同して行う他社がすでに防衛省に対して本作業に係る誓約書を提出している場合を除き、当該他社からこの誓約書と同旨の誓約書を当社に提出させた上で、当該他社においても情報提供依頼書等を本作業に真に必要な関係者の間でのみ取扱わせ、その保全を確実にさせます。また、当該他社の従業員の故意又は過失によって本作業の関係者以外の者へ情報提供依頼書等の内容が伝達・漏えい等された場合であっても、当社は、その取扱い上の責任を免れることはありません。
4. 当社は、本作業に関係のない者をみだりに本作業等施設（本作業を実施する当社施設又は情報提供依頼書等を保管する当社施設をいう。以下同じ。）に立入らせず、又は近づけさせません。また、本作業の関係者に対しても、本作業に必要な限度を超えて本作業等施設に立入らせません。
5. 当社は、本作業によって情報提供依頼書等の内容を知り得た取扱者が離職した後も、当該取扱者が知り得た情報をこの誓約書の各項の規定と同様の管理体制によって扱います。
6. 当社は、上記の誓約に違反し、又はその疑い若しくはおそれがあったときは、適切な処置をとるとともに、その詳細を速やかに防衛省整備計画局サイバー整備課へ報告します。その後、防衛省が必要と認めたときは、当社は情報提供依頼書等の保全の状況に関する検査を受け入れ、又は必要な指示に従います。

令和8年 月 日

防衛省整備計画局サイバー整備課 御中

所在地
企業名
代表者名